別紙４

年末調整に関してよくある質問について

【注意事項】

制度の概要・詳細については、国税庁ホームページに掲載されている資料等を確認してください。

・年末調整のしかた

年末調整の具体的な手順や税額の計算方法、必要書類の書き方などを詳しく解説している、国税庁が作成した冊子です。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm

・年末調整がよくわかるページ

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載しています。

また、動画による説明が、YouTube にも掲載されていますので、ご活用ください。

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

・チャットボットの「税務職員ふたば」

年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、ＡＩ（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm

Ｑ：全種類申告しなければいけませんか？
Ａ：基本的に次の３種類全てについて、申告が必要となります。
① 扶養控除等申告書
② 基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書
③ 保険料控除申告書

奉行クラウドから申請の方は、別紙１および別紙２に従い、誤りや漏れの無いよう申請を行い、必要に応じて紙の申告書の提出をしてください。

Ｑ：期限までに申告しないといけませんか？
Ａ：申請可能期限が決まっています。申告は期限内に必ず行っていただくようご協力ください。

Ｑ：源泉徴収票はいつ頃もらえますか？
Ａ：年明けの１月下旬頃に各所属にお配りする予定です。

Ｑ：１１月以降の採用者等はどのように対応すればよいですか？
Ａ：１１月以降採用者については、病院総務課で本人と直接やり取りします。

Ｑ：前職の源泉徴収票はどのように提出すればよいですか？
Ａ：別に配布する扶養控除等申告書の**「貼付用シート」**に貼り付けてご提出ください。（当年分の源泉徴収票であることをご確認ください。）

Ｑ：今年は住宅借入金等特別控除を初めて受けるので確定申告するのですが、年末調整はどうすればよいですか？
Ａ：年末調整は受けられますので、扶養控除等申告書、基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書、保険料控除申告書について通常どおり提出してください。後日、確定申告にて住宅借入金等特別控除を受ける手続きを行ってください。２年目以降は年末調整のみで控除が受けられます。

Ｑ：今年は医療費控除を受けるので確定申告するのですが、年末調整はどうすればよいですか？
Ａ：年末調整は受けられますので、扶養控除等申告書、基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除

申告書、保険料控除申告書について通常通り申告してください。後日、確定申告にて医療費控除を受ける手続きを行ってください。

Q：年金を受給しているので確定申告するのですが、年末調整はどうすればよいですか？

A：給与収入に関しては年末調整を受けられますので、扶養控除等申告書、基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書、保険料控除申告書について通常通り提出してください。後日、確定申告にて年金収入の申告手続きを行ってください。

Q：２か所以上で勤務しており、主たる給与の支払者が藤沢市ではない場合はどうすればよいか。

A：藤沢市で年末調整はせずに、主たる給与の支払い先（兼業先）で年末調整を行ってください。奉行クラウドでの申告は不要です。

Q：収入・所得の見積額はどのように算出すればよいですか？

A：【収入の見積金額】

給与収入のみの方は、給与明細（月例・期末勤勉手当）の支給額合計から通勤手当（非課税分）をひいた金額が収入金額となります。１１月・１２月分給与、１２月の期末勤勉手当については見込みで計算してください。

昨年の源泉徴収票を参考にする場合は「支払金額」から通勤手当非課税分を引いた額が収入の見積金額となります。**ご自身で計算してください。**

【所得の見積金額】

給与収入のみの方で給与収入見積額が１００万円の場合、控除額が７４万円となるので所得の見積額は２６万円となります。**ご自身で計算してください。**

Q：収入金額が８５０万円超えるか微妙なラインですが所得金額調整控除申告書は申告したほうがよいですか？

A：申告しなければ、収入金額が超えた際控除できませんので**申告してください**。８５０万円を下回った場合は自動的に適用外になります。

Q：扶養親族が複数いる場合所得金額調整控除申告書はどのように記入すればよいですか？

A：対象の扶養親族が複数いる場合は、**どなたか一名申告**してください。

奉行クラウドでは、ご自身の収入や扶養親族の情報をもとに自動判定されます。

Ｑ：保険料控除の証明書が期限までに間に合わない場合はどうすればよいですか？

Ａ：交付が遅れて提出期限までに間に合わない場合は、保険料控除申告書の「貼付用シート」に、ふせんで提出予定日を記入して、期限内に提出してください。（金額については、契約等を確認し正確な見込額を入力してください。）証明書は届き次第、所属・職員番号・氏名を余白に記入し、速やかにご提出ください。

Ｑ：生命保険料控除において「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」がマイナスになっているものがあるのですがこれは何ですか？

Ａ：本年中に該当の保険等の契約を解約している場合、精算処理によりマイナスになることがあります。そのままマイナスで合計額を計算してください。

Ｑ：給与天引きの iDeCo はどこに反映されていますか？

Ａ：**申請画面に反映されていませんが問題ありません。**来年配布する**源泉徴収票の「社会保険料等」に含まれます**。

Ｑ：住宅借入金等特別控除申告書はどのように提出すればよいですか？

Ａ：保険料控除申告書の「貼付用シート」に貼り付けてご提出ください。

Ｑ：家族分の社会保険料を支払いましたが、保険料控除申告書に含めて申告して良いですか。

Ａ：本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。（ただし、その家族自身の確定申告にも含める等、複数人に重複して控除することはできません。）

※国民年金・国民年金基金については保険料等の領収書や証明書等を貼付してください。（コピー可）それ以外の社会保険料（国民健康保険料等）については貼付の必要はありません

Ｑ：年金収入（＝雑所得）や事業所得がある場合、所得金額にはどのように記載すればよいですか。

Ａ：国税庁のホームページをご参照いただき、ご入力ください。

※なお、障害年金や遺族年金等の非課税年金については、申告する所得金額に含める必要はありません。

※事業所得から控除する必要経費についての詳細は税務署へご確認くださ

い。

●（参考）国税庁ホームページ（年末調整のしかたから抜粋）

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/205.pdf